

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 外56名

被告 関西電力株式会社

## 準備書面(79)

(避難計画 水戸地方裁判所の判断を踏まえ)

2021年9月10日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙一

同 菅 充行

同 高橋 典明

同 吉川 実

同 加納 雄二

同 田島 義久

同 崔 信義

同 定岡 由紀子

同 永芳 明

同 藤木 達郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

同 清 水 脩

同 雪 谷 真里奈

同 関 口 速 人

同 中 川 博 貴

## 目次

第1 避難計画について, 原告らの従前の主張 .....	4
1 深層防護の意義及び深層防護における避難計画の位置づけ .....	4
2 現在の避難計画によって原告らの人格権侵害が発生すること .....	4
第2 水戸地方裁判所令和3年3月18日判決の説示.....	4
1 避難計画等の深層防護の第5の防護レベルと人格権侵害について(甲全第646号証253~257頁, 722~723頁).....	4
2 深層防護の第5の防護レベルとしての避難計画について(甲全第646号証723~726頁).....	5
第3 水戸地裁判決の意義と本件訴訟への適用 .....	6
1 「人格権侵害の具体的危険」とは何か.....	6
2 水戸地裁判決と本件訴訟における原告らの主張との関係.....	7
3 合理的な避難計画が求められる範囲(主位的主張).....	8
4 合理的な避難計画が求められる範囲(予備的主張).....	8
(1) UPZの範囲.....	8
(2) 避難計画の策定状況.....	8
(3) 避難計画に基づく避難が現実的に不可能な事実.....	13
(4) まとめ.....	18

## 第1 避難計画について、原告らの従前の主張

- 1 深層防護の意義及び深層防護における避難計画の位置づけ  
原告ら準備書面（6）4～19頁
- 2 現在の避難計画によって原告らの人格権侵害が発生すること
  - (1) 原告ら準備書面（5）4～13頁
  - (2) 原告ら準備書面（11）18～19頁
  - (3) 原告ら準備書面（21）16～22頁

## 第2 水戸地方裁判所令和3年3月18日判決の説示

水戸地方裁判所民事第2部は、令和3年3月18日、茨城県外1都1府8県に居住する原告らが、日本原子力発電株式会社に対し、東海第二原子力発電所（以下、「東海第二原発」という。）の原子炉の運転により、原告らの人格権が侵害される具体的危険性があるとして、人格権に基づく妨害予防請求として、東海第二原発の原子炉の運転の差止めを求めた訴訟（水戸地方裁判所平成24年（行ウ）第15号事件）において、東海第二原発の原子炉を運転しないよう命じる判決をした（甲全第646号証，以下「水戸地裁判決」という。）。水戸地方裁判所が、上記原子炉の運転差止めを認めた理由の骨子は次のとおりである。

- 1 避難計画等の深層防護の第5の防護レベルと人格権侵害について（甲全第646号証253～257頁，722～723頁）

発電用原子炉施設は、大量の放射性物質を発生させることにより、周辺住民の生命、身体に重大かつ深刻な被害を与える可能性を本質的に内在させているものであり、発電用原子炉施設の事故は、高度な科学技術力をもって複数の対策を成功させかつこれを継続できなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば事故が進展し、多数の周辺住民の生命、身体に重大かつ深刻な被害を与えることになりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的にも異なる特性がある。また、現在の最新の科学技術をもってしても発電用原子炉施設の事故の原因とな

り得る地震等の事象の発生予測を確実に行うことはできないことから、発電用原子炉施設の安全性は、深層防護の考え方によって確保されている。

それゆえ、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険性があると解すべきである。

深層防護の考え方による安全確保においては、ある防護レベルの安全対策を講ずるに当たって、その前に存在する防護レベルの対策を前提としないこと（前段否定）が求められるから、深層防護の第1から第4までの防護レベルが達成されているからといって、避難計画等の深層防護の第5の防護レベルが不十分であっても、発電用原子炉施設の安全であるということとはできない。

原子力規制委員会は、深層防護の考え方に立ち、深層防護の第1から第4の防護レベルについて新規制基準を策定して安全性の審査を行うに当たり、科学技術の分野において絶対的安全性を達成することはできないとして相対的安全性を審査するとしており、かつ、避難計画等の深層防護の第5の防護レベルについては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を始めとする関係法令等に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等が実効的な避難計画等の策定や訓練を通じた検証等を行っていることから担保されているとの理解に立って、深層防護の第1から第4の防護レベルの適合性審査を行っていることに照らしても、深層防護の第5の防護レベルは発電用原子炉施設の安全性に欠くことが出来ないものとなっている。

## 2 深層防護の第5の防護レベルとしての避難計画について（甲全第646号証723～726頁）

避難計画について、防災対策に終わりがなく、避難計画策定後、同計画に基づく防災訓練の実施等による検証等を踏まえ、不断に改善し強化されていくべき性質があることは否定できないが、放射性物質の生命、身体に対する深刻な影響に照らせば、何らかの避難計画が策定されていればよいなどといえるはずもなく、

避難を実現することが困難な避難計画が策定されていても、深層防護の第5の防護レベルが達成されているとはいえない。

深層防護の第5のレベルが達成されているためには、原子力災害対策重点区域として異常事態の発生を仮定しその影響の及ぶ可能性があるとしてあらかじめ重点的に対策を講じることが必要とされる区域（PAZ及びUPZ）において、全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策指針による段階的避難等の防護措置が実現可能な計画及びこれを実行し得る体制が整っていなければならない。

原子力規制委員会の策定にかかる原子力災害対策指針において、警戒事態を判断するEALとして挙げられている「震度6弱以上の地震の発生、大津波警報の発表、設計基準を超える竜巻、洪水、台風、火山等の外部的事象」による原子力災害を想定した上で、実現可能な避難計画が策定され、これを実行し得る体制が整っていなければ、深層防護の第5の防護レベルが達成されているということではできず、人格権侵害の具体的危険がある。

### 第3 水戸地裁判決の意義と本件訴訟への適用

#### 1 「人格権侵害の具体的危険」とは何か。

原告住民の人格権に基づく原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟において、従前の裁判例は、「人格権侵害の具体的危険」の有無について、実質的に、原発が備えるべき安全性を備えているか否かという観点から判断してきた。原告らは、準備書面(53)の第4の2(1)において、「原発が備えるべき安全性」を備えていない場合に、「人格権侵害の具体的危険」が認められるべきであると、敢えて明示的に主張した。

水戸地裁判決は、この点について、「周辺住民等は、発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあり、その運転中の事故等によって放射性物質が周辺環境に放出され、被ばくによって生命、身体を侵害される具体的危険が存在する場合」が「生命、身体に係る人格権を違法に侵害するおそれがある」と明示した(253～254

頁)。その上で、水戸地裁判決は、原発事故が周辺住民に与える被害の重大さ、深刻さ、「最新の科学的知見によっても、いついかなる自然災害がどのような規模で発生するかを確実に予測できない」という自然科学の現状を踏まえ(255頁)、「いかなる事象が生じたとしても、発電用原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に絶対に放出されることのない安全性を確保すること(いわゆる絶対的安全性を要求すること)は、現在の科学技術水準をもってしても、達成することは困難」であること、及び、国際的にも、わが国においても、「発電用原子炉施設の安全性は、深層防護の第1から第5の防護レベルをそれぞれ確保することにより図るものとされている」ことを指摘した上で、「深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険がある」と結論付けたのである(257頁)。

このことは重要な指摘である。本訴において、原告らは、被告関西電力が設置運営している各原子力発電所について、第1層から第4層の安全対策に不十分な点がいくつもあることを主張しているが、万が一、これらの主張が認められないとしても、第5層の安全対策が不十分な場合、すなわち合理的で実効性のある避難計画が策定されていない場合は、そのみを理由に、被告による原子力発電所の運転によって原告らの人格権侵害の具体的危険があることが認められるべきなのである。

## 2 水戸地裁判決と本件訴訟における原告らの主張との関係

水戸地裁判決が対象にした原子力発電所と本件訴訟が対象にしている原子力発電所は異なる。しかし、発電用原子炉施設の稼働において、判断のための法令、指針など判断の基礎となる事実は、同一である。また、原告らは、現在策定されている避難計画によって、放射性物質の生命、身体に対する深刻な影響からの実現可能な避難は困難であることを具体的な事実をもとに指摘してきた。

このため、水戸地裁判決の判断は、本件訴訟における避難計画に関する争点において、大いに参照されるべきである。

### 3 合理的な避難計画が求められる範囲（主位的主張）

原告らは、原告ら準備書面(48)の第2において「最悪のシナリオ」について主張した。強制避難をさせるべき地域が170km圏に及び、希望者を避難させるべき地域が250km圏に及びかねなかった「最悪のシナリオ」は、福島第一原発事故において現実により得たシナリオだった。被告が本件各原発を運転するのであれば、この「最悪のシナリオ」と同レベルの被害が発生することを想定して、住民避難の対策を策定するべきであり、それができないのであれば、住民の人格権侵害の具体的危険があるというのが、原告らの一次的主張である。

### 4 合理的な避難計画が求められる範囲（予備的主張）

仮に、水戸地裁判決が述べたように、合理的な避難計画が求められるのがPAZ及びUPZだけであるとの考え方を前提にするのであれば、原告らは、その考え方を適用するに当たって次のように主張する。

#### (1) UPZの範囲

原子力災害対策指針では、PAZは、原子力施設から概ね半径5km以内、UPZは、原子力施設から概ね半径30km以内を目安とするとされている。

もっとも、滋賀県においては、平成23年度に独自に実施した放射性物質拡散予測の結果をもとに、UPZの範囲を別紙記載の地域、すなわち、最大42kmの範囲（以下、「滋賀県版UPZ」という。）まで拡げており、滋賀県や県内市町も滋賀県版UPZを前提に防災計画をたてている。したがって、本件訴訟においては、UPZは、この滋賀県版UPZを前提にすべきである（なお、別紙記載の地域のうち、原告居住の地域はマーカーを施している。）。

#### (2) 避難計画の策定状況

滋賀県内でいえば、滋賀県、長浜市、高島市といったUPZ内の地方公共団



体はもちろん、UPZ圏外の大津市も避難計画を定めている。そのため、水戸地裁判決が、UPZ内の地方公共団体の相当数が避難計画の策定ができていなかったと認定した茨城県の状態とは異なる。しかし、滋賀県内の地方公共団体に策定されている地域防災計画原子力対策編及び避難計画は、まことに不合理であって、現実に原発事故が発生した場合、住民が被ばくを避けながら避難することは全く不可能である。

以下、詳述する。

#### ア 地域防災計画及び避難計画の改定

滋賀県地域防災計画は平成31年3月（甲全第648号証）、原子力災害に係る滋賀県広域避難計画は平成30年3月（甲全第649号証）、長浜市地域防災計画は令和2年9月、原子力災害に係る長浜市広域避難計画は平成30年7月（甲全第650号証、甲全第651号証）、高島市地域防災計画及び原子力災害住民避難計画は平成28年8月（甲全第652号証、甲全第653号証）に改定されている。

もっとも、放射性物質の放出量の想定及び放射性物質が拡散する速度の想定は、従前の内容と同一である。そのため、従前の主張と同様、下記の問題点をはらんでいる。

#### イ 放射性物質の放出量の想定

##### （ア） 対象としている放射性物質の種類

滋賀県地域防災計画、長浜市原子力災害対策計画及び高島市地域防災計画（以下、「滋賀県地域防災計画等」という。）は、対象となる放射性物質について、「福島第一原発事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素」のみを対象としている。そして、この判断は、国の原子力安全委員会が示した「原子力施設等の防災対策について」（以下、「防災指針」という。）を根拠とする。

もっとも、令和元年7月3日改定の防災指針において、「大気へ放出の

可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。」とし、特定の放射性物質のみに限定をしていない（甲全第654号証・3頁）。そして、防災指針の記載から、被告所有の原子力発電所で放射性物質が放出する事故が起こった場合に大気中に放出されるのは、検討対象であるキセノンやヨウ素のみならず、セシウム（揮発性で拡散しやすく、また、体内に取り込むと胃腸で吸収されて全身の筋肉に蓄積されてがんの要因にもなる危険な物質）、ストロンチウム（カルシウムと化学的性質が類似するため、体内に入ると骨に集積し、また、体内にとどまる期間を表す生物学的半減期が50年と長期であり、白血病や、血液細胞（白血球）、血小板減少にともなう免疫力低下や出血時の凝固障害を起こす可能性があるとする物質）等といった検討対象となっていないものの、人体に対して深刻な影響を及ぼす放射性物質も大気中に放出されることが予定されている。

#### （イ） キセノン

滋賀県地域防災計画等は、キセノンについて福島第一原発事故の3号機の放出量の試算値をもとに、 $4.4 \times 10^{18}$  ベクレルが1時間で放出されると想定している。しかし、原発において、放射性物質漏れ事故が起こった場合に、福島第一原発事故の3号機の放出量にとどまる保証は全くない。

また、福島第一原発事故において最も危惧された使用済燃料プールから放射性物質が漏れる事故については想定していないし、複数の原発から放射性物質が漏れる事故が起こった場合も想定していない。防災指針は、「事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合であることを十分考慮する必要がある」としており、単一的な事象に基づく評価は、防災指針の前提に反する。また、使用済燃料プールから放射性

物質が漏れる事故や複数の原発から放射性物質が漏れる事故を想定すれば、放出されるキセノンの量は上記の数値よりもさらに大きくなる。それは、上記最悪のシナリオの想定からも明らかである。

地域防災計画は、住民の安全を確保するためのものであるから、起こりうる最も過酷な事態を想定したものでなければならない。滋賀県地域防災計画等におけるシミュレーションは不適切である。

#### (ウ) ヨウ素

ヨウ素に関しても、キセノンと同様の問題がある。すなわち、滋賀県地域防災計画等において、福島第一原発事故の試算結果をもとに $2.4 \times 10^{16}$ ベクレルの放射性物質が放出されると想定したが、放射性物質の放出量が上記の程度にとどまる保証はない。UNSCEAR 2013 Report Vol. II Japaneseにおいて、福島第一原発事故発生時に炉心に蓄積されていたヨウ素の環境への放出された割合は、約2から8パーセントにとどまっており（甲全第655号証：38頁）、チェルノブイリ原発事故によって放出された量と比較して10パーセントにとどまるとの記載からも、福島第一原発事故以上に炉心に蓄積されたヨウ素が放出される可能性が高いといえる。

また、シミュレーションの方法として、被告が有する3つの発電所（美浜、高浜、大飯）及び訴外日本原子力発電株式会社が有する敦賀発電所からそれぞれ別に放出された場合を想定しているが、地震によって上記4つの発電所が同時に放射性物質漏れ事故を起こす可能性があり、その場合、放出量は上記の数値を大きく上回る。地域防災計画におけるシミュレーションとして不適切である。

#### ウ 放出された放射性物質が拡散する速度の想定

滋賀県地域防災計画等は、美浜町と小浜市のアメダスデータをもとに、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的

風速が低い（毎秒1メートル以内）日を選定している。

しかし、原告ら準備書面（5）8頁から9頁記載の気象庁の統計データやNEDOの風況予測と比べると地域防災計画の風速毎秒1メートル以下という想定は、非常に甘く適切でない。少なくとも風速毎秒7メートル程度の風が被告の各原子力発電所から滋賀県に流れ込むことを想定しなければ、住民の安全を担保するものとはなり得ない。

風速毎秒7メートル程度の風が吹くことになると、放射性物質が漏れる事故が起こればより多くの放射性物質がより広範囲に広がることになる。そうなれば、滋賀県地域防災計画原子力災害対策編で定められた原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は広くなり、住民の避難はより一層困難になる。

さらに、原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合に、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質である、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等が、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

しかし、これら拡散における諸事情につき、滋賀県地域防災計画等は、十分に検討がなされた形跡がない。

## エ 小括

よって、滋賀県地域防災計画等の前提に大きな欠陥があり、当該欠陥の結果、適切かつ実効的な避難計画を策定できていない状況である。

(3) 避難計画に基づく避難が現実的に不可能な事実

仮に、滋賀県地域防災計画等の策定根拠の情報が適切であったとしても、以下の問題点をはらんでいることから、滋賀県地域防災計画等は、実効性を有した避難計画ではない。

ア 複合災害への対応

水戸地裁判決においても、「第5の防護レベルについても、大規模地震、大津波、火山の噴火等の自然現象による原子力災害を想定した上で、実現可能な避難計画が策定され、これを実行し得る体制が整っていなければ、PAZ及びUPZの住民との関係において、深層防護の第5の防護レベルが達成されているということとはできない」とし、発電用原子炉施設における災害に関し、複合災害を前提とする対応が必要である。

しかし、滋賀県地域防災計画等において、改定前後を問わず、複合災害につき、何ら改善がなされていない以上、複合災害への対応ができていない。

さらに、地域防災計画の策定責任者の一人である平尾道雄米原市長は、「複合災害に関して、地域防災計画に記載をしたとしても、生じうる全ての事態を想定することは困難であり、記載内容も抽象的な内容に留まると考えます。

また、自治体の首長として、現実には発生するかもしれない地震等とともに起きる原子力災害に対応する必要があるため、実効性に疑問があったとしても地域防災計画に抽象的内容であったとしても記載せざるを得ないというのが実情であると考えます。」(甲全583)と述べるように、複合災害を想定し、避難計画を策定することは、非常に困難である。

イ 屋内退避について

(ア) 屋内退避が放射性被ばくを避けることができないこと

滋賀県広域避難計画(甲全第649号証)は、屋内避難に関し、「住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置」、「屋内

退避で放射性プルームをやり過ごし、OILに基づき必要な場合には、適切なタイミングで避難を行うことが無用な被ばくを避ける上で有効とし、原則自宅での屋内退避を実施するとしている。また、複合災害との関係においては、「地震により家屋が倒壊したり、倒壊するおそれがあるなど家屋で屋内退避を実施することが困難である場合には、近隣の公共施設等において、屋内退避を実施」し、「屋内退避中に再度の地震等により被災が更に激しくなるなど、屋内退避の継続が困難である場合は、屋内退避が不要である地域の避難所等へ移動を行う」としている。なお、長浜市も同様の計画が明示され、高島市地域防災計画は、滋賀県の基本方針に基づくとしていることから、滋賀県広域避難計画を前提としていることが明らかである。

しかし、高島市地域防災計画及び高島市原子力災害住民避難計画の資料記載のとおり、木造家屋では、屋外と比較して外部被ばくの低減率は、約10パーセントでしかない。このため、屋外での外部被ばくと比較すれば、低いものの、住民の被ばくを十分に低減できる効果があるとはいえず、被ばくを避けた避難として有効な手段ではない。

(イ) 屋内退避に関して明確な課題の指摘があり解消されていないこと

また、原告ら準備書面(21)において指摘するとおり、三日月太造滋賀県知事は、熊本地震を踏まえて屋内退避という避難方法について「屋内退避というものの現実性がどうあるのか。これは、私は非常に懐疑的なのですが、留まって欲しい、居て欲しいということにどれだけの方が応じていただけるのか、今回のように連続して余震等が続く中で屋内に留まり得るのか。」などと述べ原災指針の中でも規定されている屋内退避という方法について懐疑的な見方を示している(甲全第280号証)。当該懐疑的な見方に関しては、滋賀県が、平成28年8月、「原子力災害に係る屋内退避に関する滋賀県の当面の考え方(案)」(甲全第6

56号証)において、「地震との複合災害では、屋内に留まることがより危険であるおそれがあり、屋内退避は現実的とは言えないのではないか。」「放射線量が高くなるおそれのあるUPZ圏内において、外出ができない状態での複数日にわたる屋内退避は困難ではないか。」「実効性ある屋内退避を実施するには、放射性物質放出状況やプルーム通過に関する正確な予測情報が必要である。」の課題認識の理由や実効性ある屋内退避に向け国において解決すべき課題が具体的に提示されていることから明らかとなっている。特に、地震との複合災害では、屋内に留まることがより危険であるおそれがあり、屋内退避は現実的とはいえないのではないかに対し、「大規模地震と併せて原子力災害が発生した場合、屋内退避の実施はより危険であり現実的に困難となるおそれ」があり、「まずは屋内退避を実施すべきUPZ圏内においても、家屋等への被害が大きい地域では、予防的にUPZ圏外への避難を検討する必要がある」としているものの、具体的な検討結果が滋賀県地域防災計画を含め記載がなく、十分な対策・対応がない状況である。

屋内退避に関しては、防災指針においても、UPZ圏内の避難としてまず行うべき対応であるとする一方で、被ばくの低減率の低さといった屋内退避自体が有する問題点や複合災害時の屋内退避の現実的可能性といった多くの課題を有した避難方法である。このため、被ばくを避けるという避難計画の本旨を達成できない避難方法を前提としている滋賀県地域防災計画等は、実現可能性を持たない避難計画である。

(ウ) 福島第一原子力発電所事故時の課題解決がなされていないこと

福島第一原子力発電所事故において、30km圏内に位置する福島県南相馬市が作成した南相馬市災害記録誌(甲全第657号証)において、「福島第一原発3号機の水素爆発の影響により、県からの支援物資が30km圏外の伊達郡川俣町までしか搬送されないこととなり、川俣町まで

物資を受け取りに行く状況となった。」「30Km圏内に屋内退避指示が出てからは、物流業者が30Km圏内に入ってこなくなったことに加えて市内の業者も避難するなど、市内での物資調達が困難となった。」との記録がされている。

その一方で、滋賀県、長浜市及び高島市は、内閣府の「美浜地域における原子力防災について」（甲全第658号証）を前提に、UPZ圏内において最長一週間程度の屋内退避を前提とした計画がなされている。しかし、福島県南相馬市の記録上明らかな物資調達の問題については、何らの検討、対策が明示されていない。

このことから、UPZ圏内に当たる福島県南相馬市の記録において、物資調達が困難になっている事実が明らかであるにもかかわらず、物資を確保できない状況での生活を一週間にもわたりUPZ圏内の住民に強いる結果となる滋賀県地域防災計画等は、UPZ圏内の住民を切り捨てる結果しか生じ得ない計画である。

#### (エ) 小括

以上の事実より、滋賀県地域防災計画等の原則たる屋内退避は、被ばくを避ける点、屋内退避後、家屋が倒壊する等による住民の身体、生命等を侵害する具体的危険性が認められる点及び屋内退避の結果物資を確保できず、住民の健康、生命に重大な危険が発生する点から、合理的避難の方法でない。

そのため、滋賀県地域防災計画等は、欠陥を抱えている。

#### ウ 放射性物質が拡散する速度と避難時間

以上のとおり、滋賀県地域防災計画等の前提となる屋内退避は、多くの問題を抱えており、現実的な避難計画ではない。そうであれば、放射性物質が拡散する前に被ばくを避けつつ避難することが必要となる。

しかし、原告ら準備書面（5）11頁記載のとおり、最低でも毎秒7メー



トル程度の風が吹いてくることを前提に放射性物質が拡散する速度を考えるべきであり、当該風速を前提とすれば、事故後2時間足らずで、長浜市又は高島市に放射性物質が拡散することになる。そして、事故後2時間足らずで、被ばくを避けるために多くの住民が避難しなければならないが、滋賀県地域防災計画等の複雑なオペレーションシステム、情報伝達や判断が刻一刻と変化する状況での正確な判断の必要性を踏まえれば、現実的に不可能である。

#### エ 具体的な避難について

さらに、屋内退避及び即時の避難にかかわらず、下記のとおり、十分な避難態勢が整っているとはいえない。

##### (ア) 選択し得る避難方法について

滋賀県地域防災計画等は、避難の方法として、陸上輸送を前提とし、陸上輸送ができない場合又は陸上輸送では十分でない場合に、湖上輸送やヘリコプターでの輸送を計画している。

しかし、湖上輸送に関しては、滋賀県地域防災計画において、陸上輸送が困難と判断した場合または湖上輸送が合理的であると判断した場合、県は、当該関係周辺市からの要請に基づき、自衛隊および近畿運輸局に対して、湖上輸送について協力を要請するとの記載にとどまり、原子力災害に係る滋賀県広域避難計画において、その具体的方法についての記載がない。さらに、ヘリコプターによる輸送に関しては、滋賀県地域防災計画及び原子力災害に係る滋賀県広域避難計画において明文の規定がない。

長浜市及び高島市に関しては、湖上輸送及びヘリコプターでの輸送についての記載があるものの、陸上輸送が困難となった場合の手段として記載があるにすぎず、滋賀県に対する要請を前提とする記載である以上、実効的な避難方法として確立しているとはいえない。

さらに、原告ら準備書面（21）19頁にも記載しているとおり、

湖上輸送及びヘリコプターでの輸送は、自然条件によって利用できない手段でもある。

このため、現実的な避難計画として具体化しているのは、陸上輸送しかなく、限られた避難方法による避難を強いられている状況である。

(イ) 避難に使用できる道路について

陸上輸送に関しては、原告ら準備書面（５）１２頁から１３頁及び原告ら準備書面（２１）２０頁記載のとおり、陸上輸送に利用できる道路が非常に限られており、避難をする住民の人口を踏まえれば、大変な交通渋滞が起こることが予想される。

このような状況下で、被ばくを避けながら、住民が適切に避難することが出来る状況であるとはいえない。

(4) まとめ

以上のとおり、水戸地裁判決に照らし、原告らの避難計画に関する事実・主張を検討すれば、現時点において、滋賀県地域防災計画及び同計画に基づく避難計画が、実現可能な避難計画ではなく、仮に実現可能な避難計画であったとしても、当該避難計画を実行しうる体制が整っていない。そのため、深層防護の第５の防護レベルが達成されていると言うことはできず、原告らの人格権侵害の具体的危険がある。

以上

## 別紙

### 長浜市地域

小谷上山田町, 下山田, 湖北町二俣, 小谷丁野町, 湖北町八日市, 湖北町青名,  
湖北町猫口, 高月町井口, 高月町持寺, 高月町洞戸, 高月町尾山, 高月町保延寺,  
高月町雨森, 高月町高野, 高月町柏原, 高月町渡岸寺, 高月町落川, 高月町馬上,  
高月町森本, 高月町高月, 高月町宇根, 高月町東阿閉, 高月町東柳野, 高月町柳野中  
高月町西柳野, 高月町重則, 高月町松尾, 高月町西野, 高月町熊野, 高月町片山,  
高月町西阿閉, 高月町東高田, 高月町布施, 高月町唐川, 高月町横山, 高月町東物部  
高月町西物部, 高月町磯野, 木之本町金居原, 木之本町杉野, 木之本町杉本,  
木之本町音羽, 木之本町大見, 木之本町川合, 木之本町古橋, 木之本町石道,  
木之本町小山, 木之本町木之本, 木之本町廣瀬, 木之本町黒田, 木之本町田部,  
木之本町千田, 木之本町大音, 木之本町飯浦, 木之本町山梨子, 木之本町西山,  
木之本町田居, 木之本町北布施, 木之本町赤尾, 余呉町坂口, 余呉町下余呉,  
余呉町中之郷, 余呉町八戸, 余呉町川並, 余呉町下丹生, 余呉町上丹生, 余呉町摺墨  
余呉町管並, 余呉町小原, 余呉町奥川並, 余呉町鷺見, 余呉町尾羽梨, 余呉町針川,  
余呉町文室, 余呉町国安, 余呉町東野, 余呉町今市, 余呉町新堂, 余呉町池原,  
余呉町小谷, 余呉町柳ヶ瀬, 余呉町椿坂, 余呉町中河内, 西浅井町塩津原,  
西浅井町祝山, 西浅井町野坂, 西浅井町塩津中, 西浅井町余, 西浅井町集福寺,  
西浅井町沓掛, 西浅井町横波, 西浅井町岩熊, 西浅井町大浦, 西浅井町菅浦,  
西浅井町月出, 西浅井町八田部, 西浅井町山田, 西浅井町小山, 西浅井町山門,  
西浅井町中

### 高島市地域

マキノ町海津, 高島市西浜, マキノ町小荒路, マキノ町野口, マキノ町在原,  
マキノ町山中, マキノ町下, マキノ町浦, マキノ町寺久保, マキノ町姪口,  
マキノ町石庭, マキノ町牧野, マキノ町白谷, マキノ町上関田, マキノ町下関田,  
マキノ町辻, マキノ町森西, マキノ町沢, マキノ町知内, マキノ町新保,

マキノ町中庄, マキノ町大沼, マキノ町高木浜, 今津町今津, 今津町西新保,  
今津町大供, 今津町大供大門, 今津町弘川, 今津町下弘部, 今津町上弘部,  
今津町蘭生, 今津町住吉, 今津町中沼, 今津町名小路, 今津町松陽台, 今津町舟橋,  
今津町桜町, 今津町深清水, 今津町桂, 今津町酒波, 今津町日置前, 今津町福岡,  
今津町北仰, 今津町浜分, 今津町南生見, 今津町北生見, 今津町角川, 今津町保坂,  
今津町途中谷, 今津町椋川, 今津町杉山, 今津町天増川, 今津町追分, 今津町狭山,  
朽木市場, 朽木野尻, 朽木荒川, 朽木麻生, 朽木大野, 朽木古川, 朽木岩瀬,  
朽木柏, 朽木宮前坊, 朽木地子原, 朽木雲洞谷, 朽木能家, 朽木小入谷, 朽木生杉,  
朽木中牧, 朽木古屋, 朽木桑原, 朽木平良, 安曇川町下古賀, 安曇川町上古賀,  
安曇川町長尾, 安曇川町中野, 安曇川町南古賀, 安曇川町田中, 武曾横山,  
新旭町安井川, 新旭町北畑, 新旭町藁園, 新旭町饗庭, 新旭町熊野本, 新旭町旭,  
新旭町針江, 新旭町深溝